原告団ニュース

第15号（2026年10月20日発行）
発行：オンライン資格確認義務不存在
確認等請求訴訟原告団事務局

〒160-0023
東京都新宿区西新宿3-2-7 KDX新宿ビル4F
電話 03(5339)3601
FAX03(5339)3449

オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟 控訴審

結論ありきの不当判決

医師・歯科医師1230人が控訴人となり、国とたたかったオンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟控訴審について、9月16日、東京高等裁判所101号法廷で判決が言い渡された。控訴人25人を含む約100人が傍聴した。

判決は、控訴人側の請求①オンライン資格確認を行う公法上の義務がなく、必要な体制を整備する公法上の義務がないことの確認、②原告1人あたり10万円の賠償、のいずれも棄却した。9月30日、判決を不服として936人の控訴人が上告した。



東京高裁前で不当判決に抗議する控訴人ら（9月16日）

控訴人の主張に向き合わない判決

健康保険法70条1項が厚生労働省令（療養担当規則）に委任しているのは、「療養の給付」であり、被保険者の資格確認方法については委任の内容に含まれないことを、控訴人は一貫して主張してきた。

一審判決が、健康保険法70条第1項には「療養の給付を担当し」と、「担当」の文言が用いられていることを重視し、資格確認方法についても委任の対象に含まれるとの判断を示したのに対し、弁護団は「担当」の文言に対象を広げる意味はないこと、また、「委任命令」に関する適法性・違法性を判断した過去の最高裁判例（最判）11件を引いて、法律が下位の法令に委任する場合、「委任する授権の趣旨が法律の規定等から明確に読み取れること」が必要であることを示し、原判決の誤りを指摘してきた。

しかし、高裁判決ではそのうち限られた判例についてしか言及されなかった。平成18年最判、令和2年最判については「いずれも本件とは事案を異にするもの」とした。また、平成25年最判の事案と比較して、今回の事案は「職業活動の自由の制約の程度が相対的に大きいとはいえないことを考慮すると、その判示が本件にそのまま妥当するものとはいえない」とし、控訴人の訴えを退けた。

判決後、AP虎ノ門で報告集会および記者・原告説明会が開かれた。

報告集会では、竹田智雄全国保険医団体連合会会長が、オンライン資格確認義務化を理由とした閉院・廃業をこれ以上増やしてはならない、国民皆保険を後世に伝えることが大切だと挨拶した。また、全国から集まった原告の医師・歯科医師から「障害者等、マイナ保険証を持てない人がいることが無視されている」「オン資のトラブルで、患者が窓口で10割負担せざるを得ないケースが多い」「情報漏洩を起こすようなデジタル庁にDXを任せて良いのか」等、様々な発言があった。


記者・原告説明会の模様（9月16日、AP虎ノ門）

記者・原告説明会で、原告団弁護団長の喜田村洋一弁護士は、国権の最高機関である国会で決めるべき事柄を、厚労省の役人たちが勝手に取り決めて良いのかがこの裁判のテーマだとした上で、「私たちが示した委任命令に関する最高裁判例に対し、高裁判決は、別の事案であるということだけで切り捨てているが、事案が異なるのは当然だ。重要なのは、これらの判例で最高裁が『委任する授権の趣旨が法律の規定から明確に読み取れなければならない』という判断を示したことだが、判決ではその点を無視している。我々の主張に正面から向き合って反論することを回避し、ただ国側を勝たせるためだけの判決だ。最高裁判例に明確に反しているの

で、上告して最高裁でたたかいたい」と述べた。

牧田潤一朗弁護士は、「言葉に対して非常に甘い判決であり、看過できない。曖昧な文言を法律に入れれば、後は省令で好き勝手に決められるという前例を作ってはならない」と述べた。

小野高広弁護士は「判決には『社会通念上』『当裁判所に顕著な事実』などの主観的な記述が目立つ。正面からの反論を避け、ごまかす時に使われる文言だ」と指摘した。

二関辰郎弁護士は「結論ありきの判決だ。二審独自の内容は薄いと言わざるを得ない。このままでは、国会による統制が及ばない領域を行政に認めることになる。本訴訟は、民主主義、法治主義を守るための重要な取り組みだ」と、あらためて訴訟の意義を強調した。

民主主義を守る取り組み
たたかいは最高裁へ

出席者からは、「療養の給付という言葉は、現物給付について明確に定めるために使われていると思うが、判決では触れられていない。健康保険法について理解していないのではないか」との意見があり、弁護団は「現物給付の仕組みにおいて、資格確認は被保険者側が一部負担金以外の支払い義務を免れるための行為であり、健康保険法上でも患者側の義務として書かれている。そのことも我々は主張してきたが、判決では触れられていない」と回答した。

また、「判決はどういったプロセスで決まるのか。裁判官たちは最高裁判決について理解しているのか」との質問に対しては、「裁判官は我々が引用した最高裁判決については当然理解しているはずだ。結論が先に決まっているから、事案が違うという理由で逃げている」と回答した。

佐藤一樹原告団事務局長からは、上告に向けて委任状が９００人以上集まっており、１０００人以上を目標として、委任状の集約を進めていきたいとの報告が行われた。

最後に、原告団の中村洋一東京保険医協会副会長が、「判決は残念な内容だったが、負けたことに対する落胆はなく、明日からまた頑張ろうという気持ちだ。民主主義を守る取り組みだという認識が、最高裁をたたかうための原動力になる。これからもご支援、ご協力をお願いしたい」と挨拶し、閉会した。

報告集会 QR コード

記者・原告説明会 QR コード

控訴審判決 QR コード

オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟

原告の皆様へのご報告



原告団長
須田　昭夫

オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟の控訴審は2026年9月16日、東京高裁の不当判決によって敗訴となりました。私たちの主張が認められず、現場の混乱が続くのは残念です。長雨の中、全国各地から多数の原告と傍聴者、記者さんにお集まりいただいたことに感謝いたします。この訴訟は国会の決議なしに厚労省が省令の療養担当規則でオンライン資格確認を義務化したことに抗議して、1,415名の原告団を結成して2023年２月東京地裁に提訴、2024年11月敗訴ののち高裁に即時控訴していました。3年半の時間と医療環境の悪化もあり、判決時の控訴人は1,230名でした。

判決後の集会では最高裁に進む決意が確認されました。地裁・高裁では現実に起こっていることについて、法律を大前提にして審理するために、違憲判決が出にくく、判決の効果はその裁判だけに限られることは知られておりました。弁護団長の喜田村洋一弁護士は「今後は最高裁で法律そのものを審理するので、この裁判は最高裁向きです」と語っておられます。

オンライン資格確認の義務化によって、実務の安全性・確実性、患者情報の守秘義務が脅かされ、医療情報の二次利用などの問題が起こっています。欧州を始めとする諸外国は医療情報の機密性を大切に扱って、監視社会を作らないようにしていますが、日本は医療情報を実名付きのまま二次利用する計画もあり、個人情報を尊重しない監視社会化が危惧されます。医療情報の守秘義務は医療にとって不可欠です。漏洩を恐れて患者さんが本当のことを言わなくなれば、正しい診断ができなくなり、医療が崩壊します。守秘義務違反は刑法に罰則があるほど重大です。また、オンライン資格確認が出来ず、10割負担の持ち合わせもなく帰宅した患者さんがその夜、自宅で死亡されたという事件が起こりましたが、この事件に誰も責任を取っていません。このような悲劇を繰り返してはなりません。

マイナ保険証はマイナンバーカードの所有者が保険者向けのサーバーに、「保険証として使う」という登録をするだけです。マイナンバーカードには何の記録も残らず、もとのカードのままです。「マイナ保険証」という物体は存在せず、発行責任者も居ないという不思議な現象を、誰も説明できません。オンライン資格確認した診療情報がどのように利用されるかも全体像が不明です。患者さんが情報収集に正しく同意する機会が奪われていますが、同意しないと診療に進めません。

高裁の判決文の論旨は極めて粗雑でした。我々の疑問には答えず、厚労省の言い分のみに従っていました。曰く「受付の方法を決めることは必要であり、医師の負担はやむを得ない、保団連や保険医協会は医師全体の代表とは認められない、マイナ保険証の利用率は上昇しており、各種トラブルは改善する努力が行われており、長期的に判断するべき」などです。国会議事録の無視、省令にすぎない療養担当規則の越権行為等には正しく触れていませんでした。今後は最高裁での純粋な法律審に移ります。最高裁には936名の医師・歯科医師が上告しましたので、どうぞ見守って下さい。